

岩手県告示第 20 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 20 年 1 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 八幡平市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 9 年岩手県告示第 751 号西根都市計画下水道事業西根町公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成 9 年 7 月 25 日から平成 25 年 3 月 31 日まで